

意見書案第11号

高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定対象拒否について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成27年9月14日提出

提出者議員	石	黒	武	美
賛成者議員	豊	岡	義	博
〃	平	野	義	文
〃	峯		泰	教
〃	野	尻		清
〃	花	田	茂	巳
〃	斉	須	正	友
〃	上	田	久	司

高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定対象拒否に関する意見書

政府は5月22日、原発から出る高レベル放射性廃棄物（核のゴミ）の処分地の選定について、国が候補地を選定して自治体に協力を申し入れる基本方針を閣議決定した。従来の自治体の表明を待つ公募方式から一転、国が主導で候補地を選考することになるが、選定方式いかににかかわらず「核のゴミ」処分場の危険性はいささかも軽減されることはない。

日本学術会議は、平成24年9月11日、高レベル放射性物質の最終処分の計画について、長期に安定した地層が日本に存在するかどうかについては、科学的根拠の厳密な検証が必要であり、「高レベル放射性廃棄物の処分に関する政策の抜本的見直し」を提言した。

原子力発電は、放射性廃棄物の最終処理方法を確立しないまま強引に進められてきた。原発から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分は、「10万年間の監視が必要な危険な核廃棄物を安全に保管できるのか」「そこに核廃棄物が存在することを後の世代に知らせることができるのか」等々の疑問に答えを持たずに進められている。

釧路一根本海岸地域は、2012年から処分候補地の一つにあげられ、原子力発電環境整備機構（NUMO）によるシンポジウム（2014年11月3日・釧路市）も開始されている。しかし、日本学術会議の見解、風評被害の懸念などから、近隣自治体議会において、「処分場受け入れ拒否意見書」および「処分場はிரらない宣言」などが採択されている。

釧路町においても、海岸線は貴重な漁業地域であり、農業、林業、優れた自然・景観の保全、地域住民の安全で安心な生活の継続・確保をふくめ「核のゴミ」とは絶対に共存できない。

また、日本原子力開発機構幌延深地層研究センターの所長が8月に“研究の延長は可能”との考えを示した。道はこれまで、計画のすすめ方、スケジュールとして、全体の計画は20年程度と説明してきた。所長の発言は、道や道民の意向を無視した発言であると言わざるを得ない。

以上のことから、いかなる名目を問わず、北海道内に放射性廃棄物および使用済み核燃料の持ち込みを認められない。処分場建設地の対象から除外することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成27年 9 月 日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣
環境大臣